

L P ガスの取引適正化・料金透明化に向けた取組宣言

「液化石油ガスの保安の確保および取引の適正化に関する法律」の改正省令が公布「令和6年4月2日」されたことに伴い、当社はこの法令を厳守し、適正な商取引に努めることを宣言します。

1. 過大な営業行為の規制

当社は、正常な商慣行を超えた利益供与及びL P ガス事業者の切り替えを規制するような契約締結等を行いません。

2. 三部料金制の徹底

当社は、基本料金・従量料金・設備料金からなる三部料金を実施し、料金表示の透明化を図って参ります。

3. 賃貸住宅へのL P ガス料金等の情報提供

当社は、不動産管理会社、不動産仲介業者等と連携し、事前にL P ガス料金を提示するよう努めます。

これらの取組みについて、誠実に実行して参ります。

令和7年1月20日

株式会社エコー